

東御市子ども読書活動推進計画

**令和 3 年 3 月
東御市教育委員会**

目 次

はじめに	3
第1章 計画策定の背景と経緯	4
第2章 計画の概要	
1 計画の基本理念と目指す姿	5
2 計画期間	7
3 計画の位置づけ	8
4 計画の体系図	9
5 SDGs の目標との関連	10
第3章 施策の体系（個別計画）	
1 発達段階に応じた、読書と本に親しむ機会の提供	
（1）保育園等における取り組み	
ア 乳幼児期（子育て支援センター）	11
イ 未就学児（保育園等）	12
（2）学校図書館における取り組み	
ア 朝読書等…定期的な読書時間の確保	12
イ 読書週間・読書旬間	13
ウ 選書の工夫	14
エ コラボ給食	14
（3）市立図書館における取り組み	
ア ブックススタート事業	15
イ 幼児と絵本	16
ウ 図書館職員による「おはなし会」	16
エ 助産所とうみおはなし会	17
オ 東御清翔高校図書委員による 読み聞かせ会「えほんのくに」	18
カ 夏休み子ども向け講座	18
キ 図書館まつり	19
（4）親子文庫協議会	20
（5）ボランティア団体	21
2 読書環境の整備と充実	
（1）家庭における取り組み	23
（2）保育園における取り組み	23
（3）学校図書館における取り組み	
ア 館内レイアウトの工夫	24
イ 展示や案内表示の工夫	24

ウ	市立図書館や他校図書館との協力	25
エ	蔵書の充実	25
オ	学習センター・情報センターとしての機能充実	26
(4)	市立図書館における取り組み	
ア	蔵書の計画的充実	26
イ	読書手帳の整備	27
ウ	寄贈本の積極的受入	28
エ	図書館入口へのアプローチ対策	29
オ	上田地域図書館情報ネットワークの活用	30
3	連携・協力	
(1)	家庭・地域と市立図書館の連携	
ア	福祉施設・特定非営利活動法人・その他団体や児童館・児童クラブとの連携	31
イ	保健係との連携	31
ウ	出張出前講座	32
エ	おはなしボランティア団体との連携(ボランティア団体代表者会議)	32
(2)	保育園と市立図書館の連携	
ア	保育園年長児への読書ガイダンス	33
イ	幼稚園・保育園への支援貸出	34
(3)	学校図書館と市立図書館の連携	
ア	移動図書館車の小学校への運行	34
イ	『とうみ ふるさとを学ぶブックガイド』改訂版の作成	35
ウ	調べ学習、学級文庫、エコール個人予約貸出、学校図書館への支援貸出	36
(4)	高等学校と市立図書館の連携	
ア	職場体験学習の実施	36
イ	東御清翔高校との連携	37
4	市民の関心を高め、理解を深める取り組み	
(1)	情報発信と啓発活動	
ア	「子ども読書の日」を使った啓発活動	38
イ	「図書館まつり」を使った情報発信	39
	参考資料・関係法令等	40

はじめに

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、豊かな表現力と創造力を育み、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。今の時代は、テレビやインターネット、スマートフォン等の様々な情報メディアの発達と普及により、子どもたちの放課後の時間の使い方は、勉強する時間に迫る勢いでメディアを使う時間が多くなっています。

文部科学省の調査では、読書活動が子どもの意識や行動に及ぼす関連性について小、中、高校生を対象に分析したところ、「論理的思考」「意欲・関心」「意思伝達」「状況把握・動揺対処」「視点獲得」「他者理解」「人間関係」「現在の充実感」「将来展望」の9つの視点において、読書をすることと、意識・行動等に関する得点との間には、多くの点で正の関連性があることが明らかになっています。特に小学生に関しては、読書活動が学力的側面などに影響を及ぼしていること、さらに中学生、高校生になった時の意識・行動も、過去の読書習慣とも関連性を持つとされ、読書活動の良い影響は短期間だけでなく、長期的にも現れてくることが明らかになっています。また、学校単位の比較でも読書活動推進に関する体制が整備され、取り組みを実施している学校に在籍している児童生徒のほうが、意識・行動等の得点が高い傾向が見られ、学校単位での取り組みも重要だということが分かっています。

東御市では、家庭や保育園、公共図書館における幼児期からの読み聞かせ活動や、学校図書館における読書推進活動、親子文庫の皆さんや高校生による読み聞かせ、地域の個性豊かな読書ボランティア団体の皆さんによる活動など、地域社会全体で読書活動を推進し、子どもたちの読書習慣の形成に寄与しています。さらに、これからの社会を担っていく子どもたちが、感性豊かで人を思いやる心を持ち、創造する力と知恵を持ち、自ら考え未来を切り開く行動力を持てる人間に育っていくことを目指して、関係機関と連携を図りながら子どもの読書活動を推進して参ります。ご家庭でも様々な機会を活用し、読書に親しめる環境を整えていただければ幸いです。

結びに、計画策定に当たってご尽力いただきました東御市図書館協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係各位、市民の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。引き続き本市が進める子どもの読書活動推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

東御市教育委員会

教育長 小山隆文

第1章 計画策定の背景と経緯

計画策定の背景と経緯

平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）では、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責務等が明示されました。

国の役割は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう環境の整備が推進されなければならないという基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務があります。

国の基本的な計画では「乳幼児期から発達段階に応じた読書活動への取り組み」「子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実」「家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みの推進」「友人同士で行う活動等を通じ読書への関心を高める取り組みの推進」「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」という方針をあげています。

地方公共団体の役割は基本理念にのっとり国との連携をはかりつつ、その地域の実情をふまえ子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務があります。

県の第4次長野県子ども読書活動推進計画では、「家庭、地域、学校等における子どもの豊かな読書活動の形成」「子どもの読書活動の現状の調査・分析」「子どもの読書活動について普及啓発活動の推進」「子どもの読書活動を推進するための関係機関との連携」を推進目標にあげています。

東御市では、平成26年3月に策定し平成31年4月に改定された東御市教育基本計画で、「人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進」を掲げ、読書活動の目標として「情報の収集・提供により幅広い年代の市民の読書活動・学習活動の支援」を掲げています。

東御市立図書館では平成24年の市立図書館リニューアルオープンの際に図書館運営の基本理念及び理念に基づいた4つのコンセプトを掲げ、それらに基づき、図書館事業を運営し、平成29年から開始した「東御市立図書館評価」において事業評価を実施してきました。

そして、4つのコンセプトの中のひとつで「学校、家庭、地域との連携で子どもたちを育てる図書館」を謳っており、子どもの読書活動を重要な位置づけとして捉えています。

この計画は、東御市総合計画、東御市教育大綱、東御市教育基本計画を基礎として、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念及び「長野県第4次子どもの読書活動推進計画」と連携しつつ、子どもの読書活動をより確かに推進するために、家庭、保育園、学校、地域、図書館が果たす役割を明確にするものです。

第2章 計画の概要

1 計画の基本理念と目指す姿

子どもが豊かな読書活動を行うことができるよう、家庭、保育園、学校、地域、図書館等が連携して環境の整備を図り、子どもの発達段階に応じた積極的支援により読書活動を推進します。

基本理念：豊かな読書を子どもたちに

- (1) 発達段階に応じて、子どもたちが読書と本に親しむ機会の提供に努めます。
- (2) 家庭、保育園、学校、地域、図書館等の読書環境の整備と充実を図ります。
- (3) 子どもの読書活動に関わる部署、団体及び家庭が連携、協力して、子どもの読書活動の推進を図ります。
- (4) 子ども読書活動に関する市民の関心を高め、理解が深まるよう努めます。

目指す姿：発達段階に応じた読書活動の支援により

- ・感性豊かで人を思いやる心を持つ子ども
- ・創造する力を持ち、自分の意見を持つ子ども
- ・生きる知恵を持ち、未来を切り開く力を持つ子ども

数値目標

1 子ども一人当たりの貸出冊数

	現在の数値 (R1)	長野県平均 (R1)	目標数値 (R5)
小学校	156.1 冊	100.1 冊	現状維持
中学校	25.2 冊	31.3 冊	31.3 冊
市立図書館 (児童)	86.7 冊	21.3 冊	現状維持

市内小学校、市立図書館の数値は長野県平均を上回っています。高い水準にあることから、目標数値を現状値とします。

中学校は県平均の数値を目標値とします。

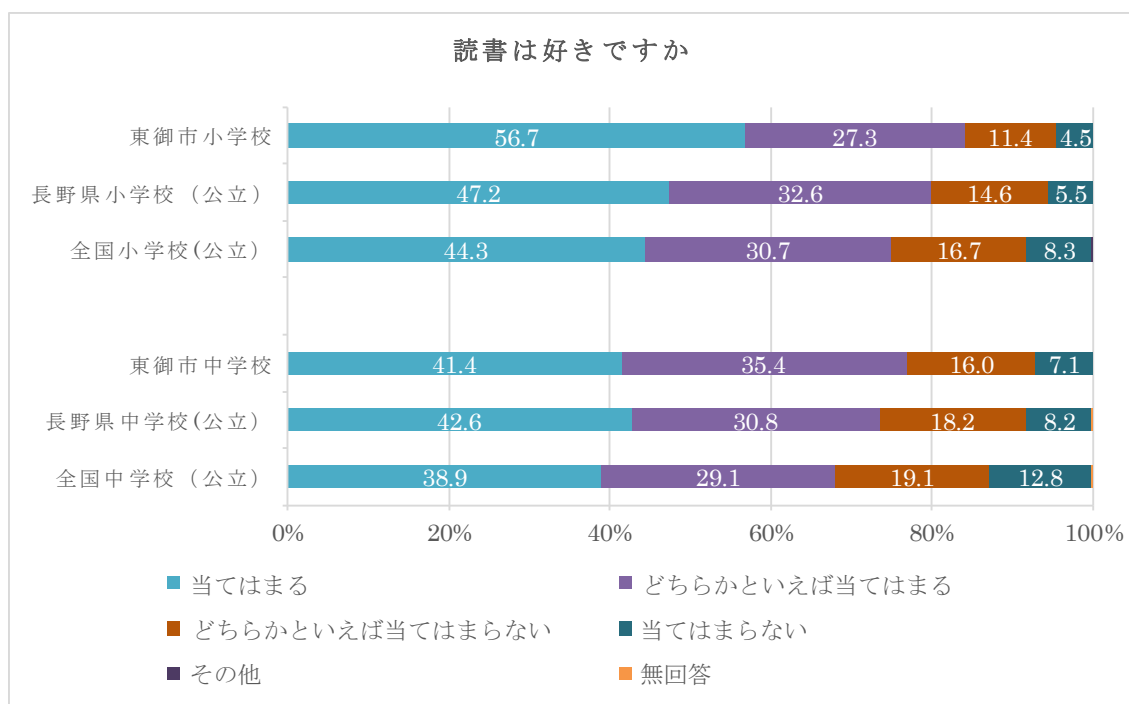
2 「読書が好き」と回答する子どもの割合

	現在の数値 (R1)	長野県平均 (R1)	目標数値 (R5)
小学校	84.0%	79.8%	現状維持
中学校	76.8%	73.4%	現状維持

市内小学校の児童は 84.0%、市内中学校の生徒は 76.8%が「読書が好き」と、読書に対して肯定的な回答をしています。長野県平均や全国平均を上回っており、日頃の家庭や学校での取り組みの成果が現れていると言えます。高い水準にあることから、目標数値を現状値とします。

※平成 31 年度全国学力・学習状況調査より

※構成比は速報値のため未調整



3 蔵書冊数

	現在の数値 (R1)	図書標準 (学校)	目標数値 (R5)
小学校	60,182 冊	47,000 冊	現状維持
中学校	28,945 冊	22,160 冊	現状維持
市立図書館 (児童)	63,708 冊	72,000 冊※	68,800 冊

小中学校は学校図書館図書標準（公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の基準）を達成しているため目標数値を現状値とします。成長過程に適した蔵書を整備するなど、質の向上を目指します。

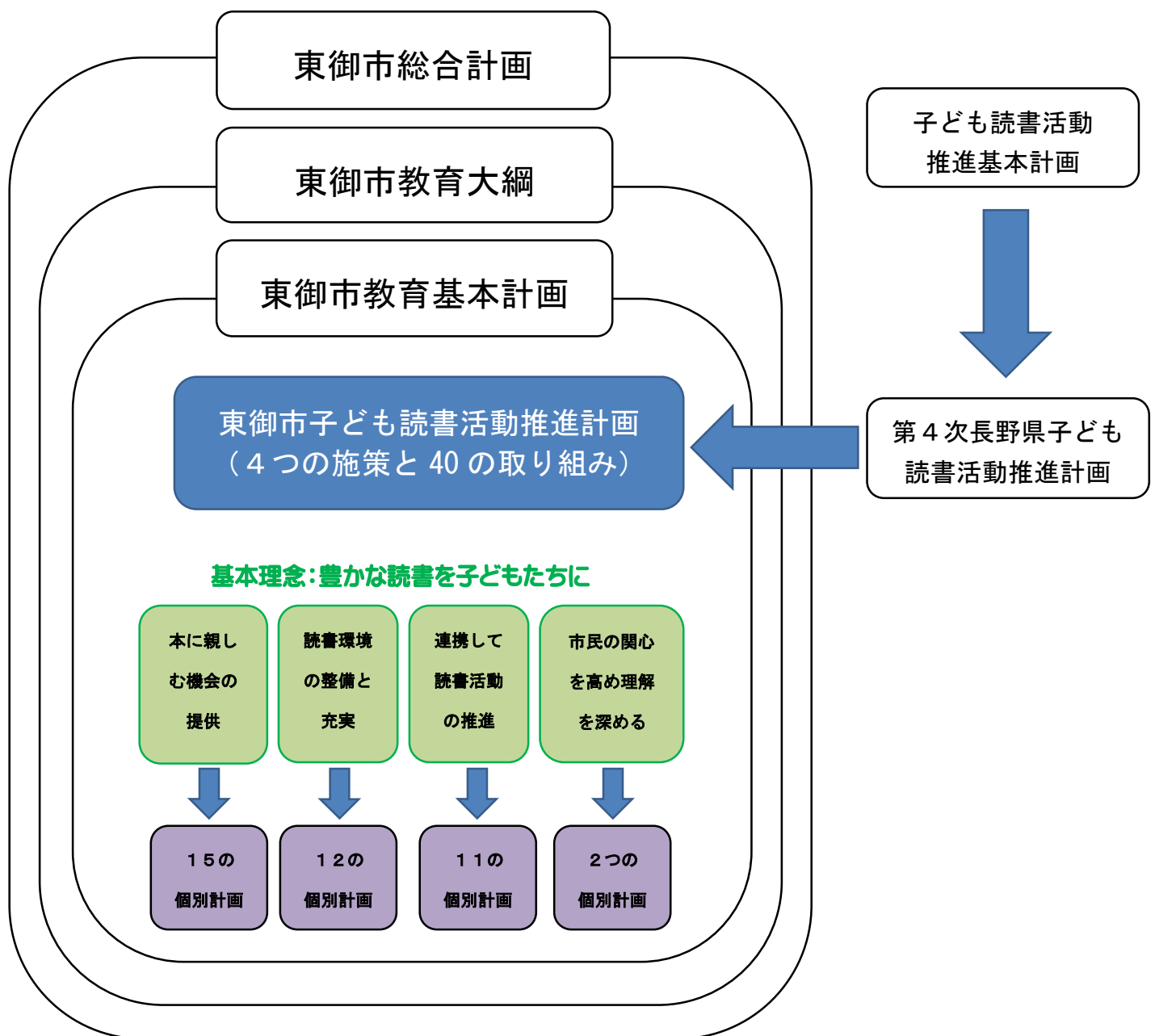
※市立図書館は日本図書館協会の作成した「公共図書館の任務と目標」より算出した蔵書冊数目標により、令和8年度末までに全体で約18万冊の蔵書を所蔵目標としています。現在の市立図書館は159,939冊を所蔵しています。（一般書96,231冊、児童書63,708冊）一般書と児童書の現在の蔵書割合から児童書4割として令和5年度末には172,000冊（一般書103,200冊、児童書68,800冊）令和8年度末には180,000冊（一般書108,000冊、児童書72,000冊）と目標値を算出しています。

2 計画期間

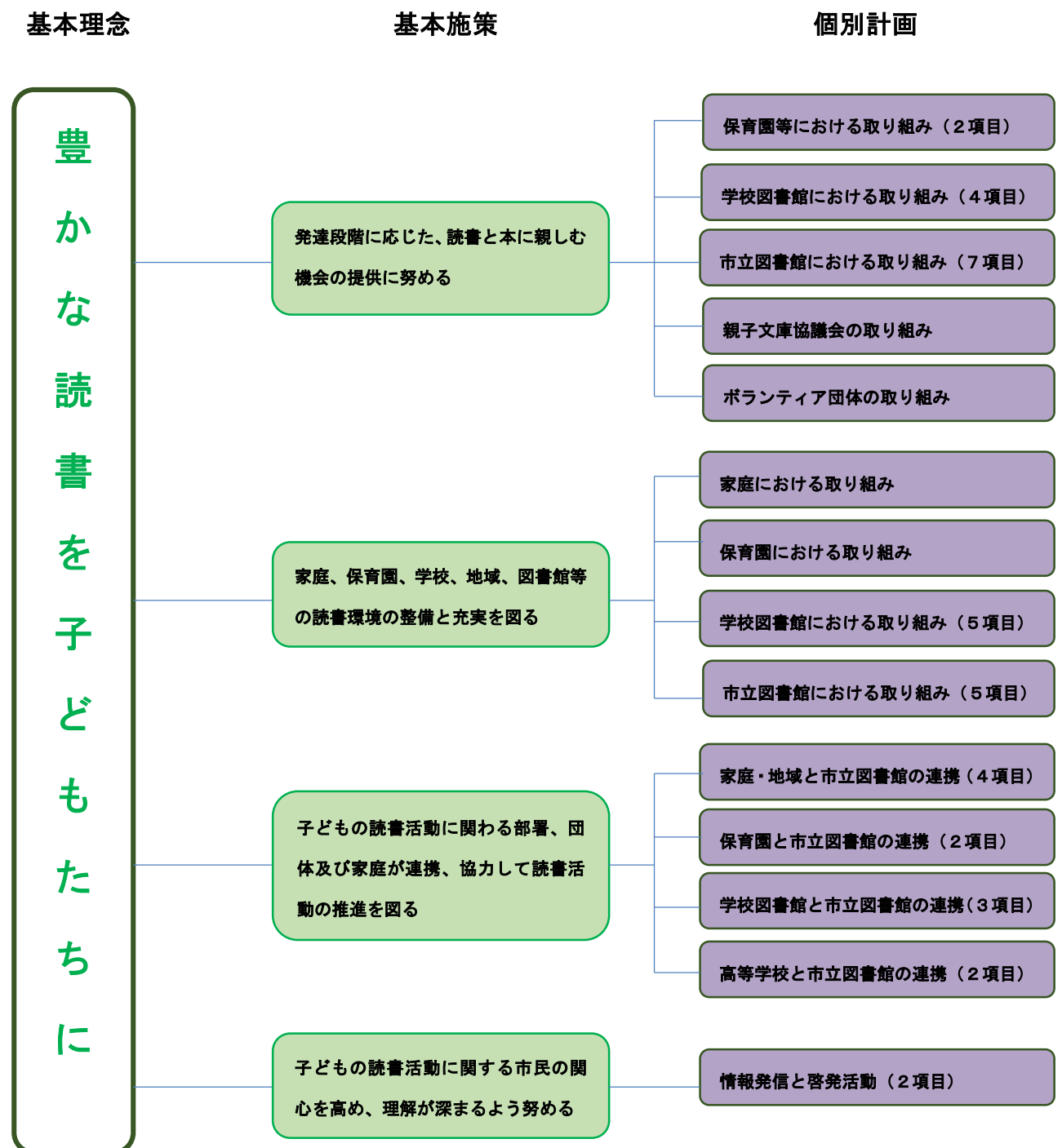
この計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

3 計画の位置付け

本計画は東御市総合計画、東御市教育大綱、東御市教育基本計画を基礎として、国の「子ども読書活動推進基本計画」及び「第4次長野県子ども読書活動推進計画」と連携しつつ策定します。



4 計画の体系図



5 SDGs の目標との関連

本計画は、国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）の 17 の目標のうち、目標第 4【教育：質の高い教育をみんなに】に該当します。

※SDGs とは

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で国連加盟の 193 か国が 2016 年から 2030 年までに達成するために掲げた目標です。本市においても世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。



※SDGs の目標第4

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

教育の中でも特に義務教育等の初等教育は自治体が果たすべき役割は非常に大きいと言えます。地域全体の知的水準向上を図るためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



第3章 施策の体系（個別計画）

1 発達段階に応じた、読書と本に親しむ機会の提供

（1）保育園等における取り組み

ア 乳幼児期（子育て支援センター）

【目的・目標】

絵本を通じて乳幼児期の子どもと保護者の親子関係を育み、ことばや心を育てます。

【現状】

乳幼児期は、親や身近な大人との生活やふれあいの中で、ことばの発達やことばをやり取りする力が育ちます。大人が手にした絵本の読み聞かせという楽しい時間を経験することで、子どもが自ら絵本を手にとるという習慣が育ちます。絵本をとおして、親子関係を育み、絵本の世界観を楽しめる子どもを育てていくことが大切です。

東部子育て支援センターには300冊余の絵本があり、ディスプレイに工夫を凝らし季節ごとに絵本を入れ替えるなどして本に親しめる機会を提供しています。また、授乳室を兼ねた赤ちゃん専用室にも専用の絵本棚を設置し、乳児期から絵本に親しめるよう配慮しています。北御牧子育て支援センターは、200冊余の絵本が揃っています。

センター事業としてボランティアによる読み聞かせや、絵本を題材にしたリズム遊びやペープサート、季節のイベントでの読み聞かせなど活発な活動をしています。また日々のセンターの活動の中で絵本を活用して、うがい、手洗い、トイレ、歯みがき等日常生活の自立に向けた取り組みをしています。



◆赤ちゃん専用室



◆絵本コーナー

【課題】

親子で本に親しむ姿がよく見られるようになってきています。支援センターでは乳幼児期の成長に絵本が欠かせないことを保護者へ啓発していく必要があります。

【具体的な取り組み】

- ①子育て支援センターの利用者が絵本に親しめるような環境を整えます。
- ②乳幼児期の生活習慣の自立を題材にした絵本の活用や、子どもの興味関心にあった絵本を用意します。
- ③ボランティアによる読み聞かせや絵本を活用した事業を実施して、絵本に親しむ機会を提供します。

イ 未就学児（保育園等）

【目的・目標】

絵本や物語などに親しみながら豊かな言葉や表現を身に付け、言葉による伝え合いの力を養います。

【現状】

乳幼児のうち、特に3歳以上の幼児については、現在多くの子どもが何らかの保育園・幼稚園等に通園しています。そのため、多くの日中の時間を過ごす園活動は、子どもの成長に大きく影響するものと考えられます。保育園において、絵本の読み聞かせなどの読書活動は、保育所保育指針等にも示されており、言葉による伝え合いなどの力を養うことに必要な保育活動の一つとして取り組んでいます。

【課題】

園における読書活動の充実にあたっては、保育士等の読書活動に関する資質の向上が欠かせません。毎年発行される多くの絵本や紙芝居等から、いまの子どもたちに適切な資料を選ぶことなど、選書・読み聞かせなどのスキルの向上を常に図る必要があります。

【具体的な取り組み】

- ①保育士の選書等に係る支援（研修・相談など）を継続実施します。
- ②保育指針等に基づく保育を実践し、読書に親しむ力を養います。

（２）学校図書館における取り組み

ア 朝読書等…定期的な読書時間の確保

【目的・目標】

生涯にわたって本と親しむ習慣を身につけられるようにするため、学齢期の間に良質な読書習慣を身につけることを目指します。

【現状】

小中学校では、朝読書の時間や時間割の中に「図書館の時間」（小学校のみ）を位置づけ、定期的に読書に取り組めるような配慮をしています。このような取り組みの成果が現れ、読書が好きな児童生徒の割合が、全国や全県に比べて高くなっています。

【課題】

授業時間確保の観点から、読書の時間が減る傾向にあります。充実した読書教育が行えるよう「朝読書」や「図書館の時間」の確保が課題です。

【具体的な取り組み】

- ①日課の中に全校が一斉に読書に取り組む時間を設定します。
- ②児童・生徒の委員会活動とも連携し、児童・生徒・教職員が一丸となって読書に取り組む雰囲気を醸成します。
- ③読書指導をとおして、子どもたちの読書力にふさわしい本を紹介するとともに、読書の大切さや本の魅力について伝えていきます。
- ④「図書館の時間」には、読み聞かせやブックトークなど、本への興味や幅広いジャンルへの関心が高まるような取り組みをします。



◆学校図書館の貸出風景

イ 読書週間・読書旬間

【目的・目標】

読書や図書館に関わるイベントを開催することで、読書への意欲関心を高め、恒常的な読書習慣づくりに繋がります。

【現状】

学校ごとに、春と秋に読書週間または読書旬間を設けて、お薦め本の紹介、読み聞かせ等を企画し、実施しています。その折に読んでもらったり紹介してもらったりした本を、後日借りに来る児童・生徒の姿が多く見られます。

【課題】

全校を巻き込んで楽しく取り組むことができますが、実施に当たっては準備や時間確保等で効率的な運営が求められます。

【具体的な取り組み】

- ①本や物語への関心を高めるため、外部の方や教職員による読み聞かせ、学校司書によるパネルシアターなどを行います。

②図書委員や教職員によるお薦め本を全校に紹介します。(短冊やポップ等、効果的な紹介の仕方を工夫)

③家庭でも家人とともに読書する習慣を身につけてもらえるよう働きかけます。

ウ 選書の工夫

【目的・目標】

児童・生徒のニーズにそった選書や幅広いジャンルに興味を持ってもらえるような選書を心がけます。

【現状】

図書の購入や紹介にあたって、学年別ブックリストや教科書に載っている本の一覧表を作成したり、テーマ別にコーナーを設置したりするなど、児童・生徒のニーズに応えたり、知らないジャンルの本に触れる機会を設けたりしています。

【課題】

各教科や児童・生徒のニーズにあっているか、教科や調べ学習に役立っているか、幅広く偏りのない選書ができているか、常に見返しをすることが求められています。

【具体的な取り組み】

①教科書に載っている本のコーナーを設け、担任や学校司書が積極的に紹介し、読み聞かせなどを行います。

②本棚に埋もれていた本を手にとってもらえるように、また児童・生徒が自分からは選びそうもない本にふれてみるきっかけとして、蔵書を幅広く紹介する企画を行います。

③児童・生徒・教職員のニーズ把握に努めます。

④購入にあたっては、学校図書館としての特性を活かして、教科書中心の他、話題の本、興味を持つ本、魅力的な本、課題解決型の本等を選定の目安にします。

エ コラボ給食

【目的・目標】

物語と給食を関連させることにより「読んでみたい」「食べてみたい」という気持ちを高め、読書と給食双方への関心意欲を高められるようにします。

【現状】

学校司書と給食担当職員が共同で企画し、物語や絵本に出てくる献立を給食で提供できるように再現しています。想像するしかなかった料理が実際に食べられるようになることで、普段では残食が多いようなメニューでも残さず食べてくれたり、メニューが載っている本を読みたいという反応が毎回見られ、相乗効果が確認されています。

【課題】

話題性も大切にしながら、どのような本からどのような献立を選べば、給食で再現でき、給食にふさわしい栄養バランスになるかが問われます。

【具体的な取り組み】

- ①読書週間や読書旬間を中心に期間を設定し、実施します。
- ②実施にあたっては、物語や絵本など幅広いジャンルから献立を選定するために、児童・生徒や職員から幅広く情報提供を求めます。
- ③学校司書が該当の本を児童・生徒に紹介する機会を持ちます。

(3) 市立図書館における取り組み

ア ブックスタート事業

【目的・目標】

赤ちゃんと保護者が絵本を介して触れ合う時間を育てます。

【現状】

10 か月児検診の際に保護者に対して絵本の読み聞かせと親子のふれあいの大切さを知ってもらい、絵本をプレゼントして、絵本を楽しむ体験の場を提供しています。

【課題】

短時間で、絵本の魅力や読み聞かせの大切さ、親子のふれあいの重要性を伝える必要があります。(状況によりパンフレットを活用することもあります。)

数年に一度配布絵本の見直しを行う必要があります。(兄弟・姉妹のいる家庭への配慮と時勢にあった絵本の配布を行うため)

【具体的な取り組み】

- ①絵本をとおして親子のふれあいの重要性を伝え、検診時間の合間に図書館で選書した10冊の中から1冊を配布します。
- ②図書館に赤ちゃん向けの絵本を多く所蔵していることを伝え、図書館への来館を促します。



◆ブックスタート（絵本を選ぶ楽しみ）

イ 幼児と絵本

【目的・目標】

ことばを次第に理解でき、意思表示できるようになった子どもたちが、自分で選んだ本を保護者に読んでもらえる楽しく嬉しい気持ちをとおして、絵本に親しみ、読書の習慣に結び付くように、保護者に対して幼児期における読書の大切さ、親子で本に触れ合う時間の大切さを知ってもらいます。

【現状】

2歳6か月児検診の際に絵本の読み聞かせと、保護者に対して子どもとのふれあいの中での絵本の活用、読書や読み聞かせの大切さを伝えています。

【課題】

検診の待ち時間に行っているため、限られた時間の中で、職員による読み聞かせや、読み聞かせの大切さを、子どもや保護者の集中を切らさないように十分に伝えていく必要があります。

【具体的な取り組み】

- ①家庭の中で、絵本の楽しさを感じてもらうために、年齢に適した本を選び、読み聞かせや絵本の紹介を行い、様々な絵本と出会うきっかけを作ります。
- ②たくさんある蔵書の中から選ぶ楽しさを味わってもらうために市立図書館の利用案内を行います。

ウ 図書館職員による「おはなし会」

【目的・目標】

読み聞かせを楽しむことにより、乳児から未就園児とその保護者が本と読書に興味を持ち、本に親しみ、親子でふれあいの時間を持てるきっかけづくりを行う。

【現状】

図書館職員が毎月1回、絵本や紙芝居の読みきかせ、手遊び、親子のふれあい遊びを主導しています。誰でも気軽に参加できるように、当日参加を可能としています。



◆おはなし会（親子で手遊び）

【課題】

乳児から未就園児を対象に、平日の午前中に開催しており、参加人数が天候や気温に左右されやすいことと、年々乳児の参加が多くなりつつあるので、演目に配慮が必要な場合があります。

【具体的な取り組み】

- ①ポスター・チラシの掲示数を増やし、広報周知の強化を図ります。
- ②乳児の参加が増える傾向に合わせ、赤ちゃん向けの演目を多く準備します。



◆おはなし会（パネルシアター）

エ 助産所とうみおはなし会

【目的・目標】

乳児と保護者を対象に選書・読み聞かせについての話をして、親子で絵本を楽しむ時間をもてるようにします。

【現状】

助産所とうみより「赤ちゃん絵本について」の教室開催依頼を受け、年3回助産所内に出向いて学級名『絵本の話～初めての絵本～』を行っています。1時間のなかで、絵本を通した親子のふれあいの大切さ、選び方、読み聞かせ方法などの話と手遊び等を織り交ぜて行っています。

【課題】

- ①各回で参加者の絵本についての意識や知りたいことが異なるため、終了後に設けている予備時間で質問等を受け対応する必要があります。
- ②助産所が主催のため直前まで参加人数がわからない場合があります。
- ③上田圏域（エコール加入）以外の参加者がいるなど、図書館の利用案内の説明が一律とはいかず、難しい場合があります。

【具体的な取り組み】

- ①絵本選びの参考になるような様々な絵本を紹介できるよう、選書に配慮するなど、個々の疑問に対応できるようにします。
- ②助産所に出発する前に参加予定人数の把握を行います。

③利用案内の際、市外の参加者もいるため詳細についてはパンフレット等の配布で対応します。

オ 東御清翔高校図書委員による読み聞かせ会「えほんのくに」

【目的・目標】

未就学児を対象としたおはなし会で、年齢に近い感性豊かな高校生が読み手になることで、さらに本が身近に感じられる効果を期待します。

【現状】

東御市立図書館を会場として東御清翔高校の司書の先生の指導のもと、図書委員の皆さんが手遊びや絵本の読み聞かせを行い、未就学児とその保護者に本に親しむ機会の提供を行っています。

【課題】

3か月～4か月に一度、夕方4時からの不定期開催により、参加者人数が少ないことが課題です。

【具体的な取り組み】

ポスターを各所に掲示するなど、PR強化を図ります。



◆えほんのくに（リクエスト紙芝居を読み聞かせ）

カ 夏休み子ども向け講座

【目的・目標】

地域に根差した題材を学ぶことにより、地域・郷土への関心や学びへの興味を持つことを目的とします。

【現状】

夏休み期間を利用して、普段使用することのないノコギリや釘、ねじを使った簡単な工作や、自分では準備の難しい材料を用いて実験を行うなど、図書館の本が自由研究や宿題の助けになるように、子どもたちが興味を持ってそうな題材で講座を開催しています。

【課題】

工作や実験を行うため、講座によっては参加者が限られる場合があります。低学年の子どもには難しい場合があります。

【具体的な取り組み】

- ①定員をなるべく多くして、物品に不足の無いようにします。
- ②低学年の子どもには親子参加も可能とします。



◆夏休み講座（偏光フィルムをつかった万華鏡づくり）

キ 図書館まつり

【目的・目標】

年1回まつりを実施して、魅力ある数々のイベントを開催することで、本の貸出返却以外の図書館の魅力をPRし、図書館を利用したことのない子どもや保護者にも市立図書館を知ってもらい、本への興味を持ってもらうことを目的とします。



◆図書館まつり（ワクワクする10冊との出会い：リユース市）

【現状】

例年11月3日（祝）に開催しています。内容は年度により異なりますが、主に下記のイベントを行っています。

「リユース市」

読み終えた本の有効活用のため、図書館の除籍した本や、リユース市用に市民から

収集した本から 10 冊を上限として希望者に差し上げています。

「古本回収」

震災で倒壊した陸前高田市の図書館復興を応援するために、ご家庭の不要になった本を回収して、上田市の古本業者へ提供しています。古本業者での買取価格は陸前高田市の図書館へ寄付されています。

「しおり作り」

本の帯などを再利用し、ラミネート加工して自分だけのオリジナルしおりを作成するなど、通常なら捨てられてしまう物を上手に使って工作を行っています。環境に配慮したごみの削減活動にも貢献できています。

【課題】

より多くの市民が図書館での楽しみを発見する機会にするために幅広い年齢層が興味を持てる催しを開催する必要があります。

【具体的な取り組み】

- ①例年開催し親しまれているイベントを残しつつ、メインのイベントには親子や高齢者も楽しむ事ができる内容を実施します。
- ②通常の図書館利用者の妨げにならないように時間の工夫をします。

（４）親子文庫協議会

【目的・目標】

小学生の子どもたちにとって一番身近な存在である PTA 保護者が本を読むことで、子どもたちに本に興味を持たせ、読書を好きになってもらうことを目的とします。

【現状】

田中小学校、滋野小学校、祢津小学校、和小学校、北御牧小学校の 5 小学校で構成されていて、約 90 名の会員が活動しています。学校の朝の読書時間、休み時間、授業時間を利用して各クラスに出向き絵本の読み聞かせや、催しなどを行っています。



◆読み聞かせ講座で学ぶ親子文庫会員

【課題】

子どもの年齢層に合った選書方法やクラスへの読み聞かせ方法が分からないなど、新規会員が悩む場面があり先輩会員や図書館職員に選書の相談が寄せられます。

【具体的な取り組み】

①年2回の図書館主催の読み聞かせ講座などで、読み聞かせに関する疑問や悩みの解消、それぞれのスキルアップに努めていきます。

②親子文庫の会員の利用者カードを利用し、図書館でたくさんの絵本を借りることで、良書を選ぶ目を養います。

(5) ボランティア団体

ボランティア5団体における「おはなし子ども会」



◆おはなし子ども会（「くまのこ」の皆さん）

【目的・目標】

未就学児とその保護者が年代に合った本の読み聞かせを聞くことによって本への興味、関心を持ち、本に親しむことを目的とします。



◆おはなし子ども会（「紙芝居のくりくり矢」の皆さん）

【現状】

ボランティア5団体（「おはなしたまご」「おはなしはらっぱ」「くまのこ」「声に出して本を読む会 ほたる」「紙芝居のくりくり矢」）が毎月1回、各団体の特色を活か

した表情豊かな内容の読み聞かせを行っています。

【課題】

未就学児を対象に、土曜日の午前中に開催しており、ときには市の行事等の開催日と重なり、参加人数が減少してしまうことがあります。



◆おはなし子ども会（「おはなしはらっぱ」の皆さん）

【具体的な取り組み】

市の行事予定等を考慮して開催日を立てるように考え、ポスター・チラシの掲示数を増やし、広報周知の強化を図ります。



◆おはなし子ども会（「おはなしたまご」の皆さん）

子どもたちが目を輝かせ、
おはなしを聞く姿を見るのが
私たちの一番の喜びです。

（おはなしたまご
優良読書グループの歩みより）

2 読書環境の整備と充実

(1) 家庭における取り組み

本が身近にある環境の提供

【目的・目標】

図書館や書店を利用して、子どもの成長に合わせた本を提供し、本を読む手助けとなるように家庭環境を整えます。

【現状】

家庭の中では親戚の方などから図書券や絵本や本をプレゼントされることもあり、図書館や書店を利用することも多く、本は身近な存在といえます。良書をお子さんやお孫さんと一緒に選ぶ事は他の何にも代えがたい楽しみでもあります。

【課題】

仕事や家事で忙しい保護者が多く、読書ができる環境を準備しにくいことが課題です。

【具体的な取り組み】

- ①家庭の中で一日1回は、絵本や紙芝居を読んであげる時間をつくります。
- ②家庭では読み聞かせから一人読みに繋げられるように、市立図書館などを有効活用して興味の持てそうな本を提供できるように努めます。また、親子で一緒に本を読む時間を作ります。
- ③保護者がテレビを消して、読書ができる静かな環境を提供します。また、率先して本を読む姿を見せて家庭で読書ができる雰囲気づくりに努めます。

(2) 保育園における取り組み

【目的・目標】

言葉による伝え合いなどの力を養うことを目的に、絵本や物語などに親しめるよう読書環境の整備を行います。

【現状】

現在、市立図書館から絵本や紙芝居等の配本を定期的に受け、保護者への貸し出しを行ったり、園内に絵本コーナーを設けたりしています。

【課題】

絵本や紙芝居の配本における選書、読み聞かせなどのスキルの向上が課題です。

【具体的な取り組み】

- ①現状で取り組んでいる、定期的な配本を継続実施します。
- ②保育士の選書等に係る支援（研修・相談など）を継続実施します。

(3) 学校図書館における取り組み

ア 館内レイアウトの工夫

【目的・目標】

書架、机、椅子、カウンター等の設備・備品を効果的に配置することにより、利用しやすく、親しみが感じられる図書館にします。

【現状】

現在ある備品や設備を有効に活用しながら、ソーシャルディスタンスの確保と使いやすさが両立できる配置を工夫しています。

【課題】

書架の高さの不具合、収納スペース不足等、改善には多くの経費が必要となるため、現在あるものを活用したり、修理・転用したりすることが求められています。

【具体的な取り組み】

- ①本棚脇に椅子が点在するように設置したり、帯出カード置き場を壁際に設置したりするなど、ソーシャルディスタンスの確保とともに、落ち着いて読書に浸れる環境を目指します。
- ②新刊コーナー、特設コーナー等、配架を工夫するとともに、本の入れ替えを定期的に行うなど、常に新鮮さが感じられる空間を目指します。
- ③季節の飾りつけ等を工夫して掲示し、くつろげる空間づくりを目指します。

イ 展示や案内表示の工夫

【目的・目標】

読書への幅広い興味関心が持てるようにするとともに、図書館が利用しやすくなるような、わかりやすく魅力的な展示や案内表示を工夫します。

【現状】

手に取ってみたいくなるような絵本の展示や埋もれている本の紹介、新刊紹介、探している本を見つけやすくするための表示案内の工夫等を行っています。

【課題】

学校司書が工夫しながら展示や掲示をしています。工夫したことについて、児童・生徒から高評価を得られることが多いのですが、準備の負担も多いため、限られた中でより効果を上げることが求められます。

【具体的な取り組み】

- ①読書や本への興味関心が高められるよう、わくわくするような pop やキャッチコピーを工夫し、校内の各所に掲示します。
- ②新刊や話題の本、絵本等の魅力を効果的に伝えるため、壁面や書架側面等を利用したディスプレイ等、表紙が見えやすく手に取りやすいような配置を工夫します。

③読みたい本が探しやすいように、分類の仕方やラベルのしくみについて、担任や国語科の教員と連携しながら指導するとともに、図書館内地図やわかりやすい案内を表示します。

④季節にあった本、各学年の学習内容にあった本、話題の本等の紹介や実物を図書館外へも掲示したり、配置したりします。

ウ 市立図書館や他校図書館との協力

【目的・目標】

市立図書館と連携することで、学校では揃えられない本や調べ学習用の図書等、幅広いジャンルの図書にふれることができるようにします。また、交通弱者である児童・生徒が市立図書館の本を借りやすくするような配慮をします。

【現状】

市立図書館から学級文庫用の図書や調べ学習用の図書などを借りて、授業等で役立てています。また、読書力の向上につれ、学校図書館には配置していない一般向け図書に対するニーズも出てきており、そのような児童生徒には学校司書が窓口になり、市立図書館の本を借りられるようなシステムを構築しています。

【課題】

市立図書館と学校図書館との情報交換を密にし、現在の連携をより良いものにしていくことが求められています。また、学校図書館相互の情報交換のあり方や図書の相互利用等についても探っていく必要があります。

【具体的な取り組み】

①市立図書館の児童書を学級文庫用図書として利用し、定期的に入れ替えを行います。

②調べ学習や一斉読書用等の児童・生徒・教職員の市立図書館からの貸出について、学校司書が窓口となり、より簡便な手続きで行えるよう工夫します。

エ 蔵書の充実

【目的・目標】

読みたい本が必ず見つかる図書館、清潔感があり手に取ってみたいくなるような本がある図書館、十分な蔵書数がある図書館を目指します。

【現状】

学校図書館の蔵書数は、各小中学校とも標準蔵書数の基準を上回っています。

【課題】

予算が限られているため、図書を十分購入できない実状があります。特に、学校規模が小さい図書館は、最低限の図書しか購入できない状況です。また、標準蔵書数の

基準は満たしていますが、破損本の廃棄を進めること、本の種類やジャンルの過不足の解消等、蔵書の質の向上・充実が求められています。

【具体的な取り組み】

- ①同じテーマやジャンルの本について、入門書からより専門的な内容の本まで幅広く導入します。
- ②破損本については丁寧な修理を心がけますが、痛みがひどい場合には廃棄を進め、新しい本との入れ替えをします。

オ 学習センター・情報センターとしての機能充実

【目的・目標】

「知りたい時は図書館へ」の声に応えられるよう、学習資料としての図書、調べ学習用の図書等の充実を図るとともに、電子データ等の活用もできる機能を備えていくことを目指します。

【現状】

各学校とも学習センター・情報センターとしての機能を果たすべく、学習資料や調べ学習用の図書の充実を図る努力をしていますが、限られた予算の中で、絵本や読み物等の充実に力を入れざるを得ない実状があります。特に学校規模の小さい図書館ではその傾向が顕著です。

【課題】

資料が十分調っていないこともあり、調べ学習のための利用がまだ十分ではありません。

【具体的な取り組み】

- ①司書教諭との連携を深め、利用指導の仕方を研究していきます。
- ②学習センター・情報センターとしての機能を活かせるようにするため、授業に役立つ資料を備えて学習支援ができるよう、司書教諭や学校司書が中心となって取り組みを推進します。
- ③情報センターとしての機能を充実していくため、必要な図書や設備・備品の設置を計画的に進めていきます。

(4) 市立図書館における取り組み

ア 蔵書の計画的充実

【目的・目標】

日本図書館協会の作成した「公共図書館の任務と目標」より算出した市立図書館の蔵書冊数目標は18万冊とされています。令和8年度には一般用と児童用等併せて全体で18万冊所蔵できるように、除籍と受入を行いながら計画的に蔵書の充実を図り

ます。

【現状】

平成 24 年に新しい図書館が開館してから、毎年除籍と受入を行いながら着実に蔵書を増やしており、令和元年度末では約 16 万冊の蔵書数となっています。(一般書等 96,231 冊、児童書等 63,708 冊) 東御市立図書館蔵書基準にのっとり、情報が古くなり利用が見込めない本は除籍し、多くの市民が必要とする本や、乳児が親子で読める絵本や紙芝居、子どもが読み物に親しめる本や学習に利用できる本、郷土の資料など、重点的に受入を行っています。

【課題】

予算の範囲内での収集となり、購入が限られる場合があります。

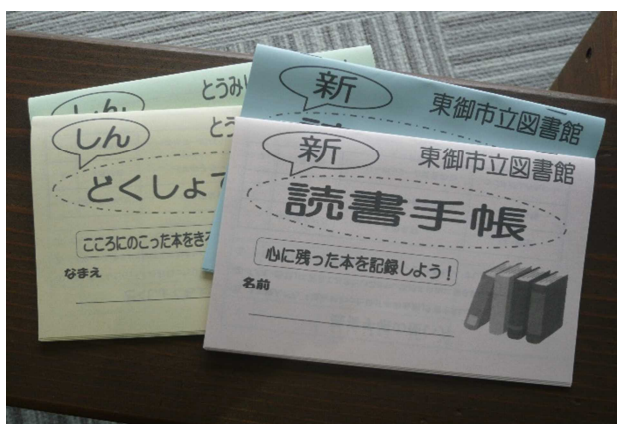
【具体的な取り組み】

- ①ネットワーク構成図書館が購入したものを取り寄せ、検討するなど、良書の選定に心がけます。
- ②選書内容の確認を行い、バランスの良い蔵書構成を心がけます。
- ③より良い蔵書構成を目指し寄贈を積極的に受け入れます。

イ 読書手帳の整備

【目的・目標】

市民の読書活動の振興を図るため、読書手帳に読んだ本の内容や感想などを記載して心に残った感動を振り返ることを助けます。また、たくさん本に親しんだ成果として図書館からささやかなプレゼントを受けることで達成感を得られ、より読書に積極的に取り組む意欲を持ってもらうことを目的とします。



◆読書手帳（心に残った本を記録しよう）

【現状】

平成 26 年に読書手帳の実施を開始し、平成 30 年にリニューアルを行いました。リニューアルでは記入冊数欄を 30 冊から 100 冊に増加し、達成者には図書館からのミ

ニプレゼントを贈呈しています。プレゼント内容は全員に職員手製のミニ和綴じ豆本と、①本をより多く借りられる増冊券、②図書館長からの表彰状、③期間限定品の3種類のいずれか1つです。令和元年度にはプレゼント対象を子どものみから大人へも拡大しました。③の期間限定品では、図書や雑誌のノベルティや付録の詰め合わせを子ども限定とし用意したところ、好評を得ています。

【課題】

大人の方へのプレゼントは、期間限定品として湯ノ丸の天然水 500 ml入りペットボトルとしていましたが、終了後は別のプレゼント品を考えることができず、増冊券と表彰状のみの運用になっています。

【具体的な取り組み】

- ①読書手帳の認知度を上げるため、PR 強化を図ります。
- ②大人用の期間限定品のプレゼントを考えます。

ウ 寄贈本の積極的受入

【目的・目標】

市民からの寄贈を積極的に受け入れることにより、資料の収集・保存の強化と読み終えた本の有効活用を目指します。

【現状】

郷土資料や行政資料、発行から1年以内の新刊を寄贈本として依頼をしています。電話で問い合わせ頂き内容確認の上で寄贈頂いています。

【課題】

古い全集、百科事典などの引き取りの相談が多く、多くの市民の利用が見込まれる本が寄贈されにくいことが課題です。



◆頂いた寄贈本（絵本）

【具体的な取り組み】

- ①寄贈頂きたい本を具体的に示し、誤解を招く表現を避けることにより、図書館が本当に必要とする蔵書の充実を図ります。

- ②郷土資料・行政資料だけでなく、新たに絵本・紙芝居・児童書の寄贈依頼を行います。
- ③図書館ホームページや広報等を活用して寄贈依頼のPR強化を図ります。
- ④図書館で必要としない本は被災地支援の活動を行っている古本業者を紹介し、陸前高田市の図書館再建支援の取り組みに協力します。
- ⑤寄贈者より承諾が得られた場合には、寄贈受け入れしない本を図書館まつりのリユース市に出品します。

エ 図書館入口へのアプローチ対策

【目的・目標】

初めて図書館を訪れた方でも迷うことなく目的のフロアまで到着できることを目指します。

【現状】

平成24年に庁舎併設の図書館としてリニューアルオープンして、年間約11万人の利用者が来館しています。庁舎併設の利点を活かし、市役所の手続きの合間などに利用いただいています。

【課題】

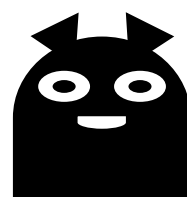
入口が、本庁舎側からの南側と、子育て支援センター側からの東側と、県東深井線からの北側の三か所あり、車を停めた駐車場からどのようにすれば図書館に到着できるか分からず、迷われる方がいます。また、図書館に到着しても、1階部分のみ閲覧して、メインの3階に到達できずに帰りかける方も多く見受けられます。

【具体的な取り組み】

- ①図書館キャラクター「クロちゃん」を使って、駐車場から図書館入口へいざなう表示を設置、強化します。
- ②図書館内各フロアの表示を設置、強化します。



◆三か所ある市立図書館入口のひとつ（東側）



東宮市立図書館キャラクター
クロちゃん

クロちゃんは どうみしりつとしゃかにすんでいる ようせい です。
としょかんスタッフのエプロンのポケットの中にすんでいます。しゅみは
どくしょ。

オ 上田地域図書館情報ネットワークの活用

【目的・目標】

ネットワークを活用して図書館の利便性の向上を図り、多くの子どもたちに利用してもらうことを目指します。

【現状】

上田地域図書館情報ネットワークにより、上田市、長和町、青木村、坂城町の方でも利用が可能です。どの施設でも図書の予約・貸出・返却が出来ます。小学校、中学校図書館と公立図書館も連携し、各地域の市立図書館等を経由して、児童、生徒も学校から市立図書館の本を借りることができます。

【課題】

インターネットでの図書検索の利用促進が課題です。エコール管内であれば居住地の図書館以外でも本の利用ができることを知ってもらうため、ネットワークのサービス内容の広報周知が課題です。

【具体的な取り組み】

- ①上田地域図書館情報ネットワーク連絡会議を活用して、効率的なシステム提供と適切な運営を行います。
- ②図書館ホームページや市報でネットワークサービス内容の広報周知を図ります。

3 連携・協力

(1) 家庭・地域と市立図書館の連携

ア 福祉施設・特定非営利活動法人・その他団体や児童館・児童クラブとの連携

【目的・目標】

地域の子どもたちを見守り・支えている福祉施設や特定非営利活動法人、その他の読書団体や、児童館・児童クラブにおいて、子どもたちが本に親しみ読書の幅を広げていくことができるよう読書活動を支える地域の図書館を目指します。

【現状】

各登録団体が読み聞かせに使用する絵本・紙芝居については、上限 40 冊まで貸出を行っています。児童館・児童クラブには、児童自身が様々な本を楽しめるよう絵本・紙芝居に加えて児童書の貸出もしています。貸出冊数は一部を除き合計で上限 40 冊としています。大型絵本や大型紙芝居、パネルシアター等の貸出は、登録された団体等にのみ行っています。

【課題】

地域で活動している団体等に、十分な周知をしていく必要性があります。

長期にわたり継続利用してもらうための、資料の充実が必要です。

【具体的な取り組み】

①団体の読書活動を支援するために団体への図書館サービスの周知を年 1 回行います。

②大型絵本や大型紙芝居・パネルシアター等、団体への貸出に必要な資料の充実に努めます。

イ 保健係との連携

【目的・目標】

乳幼年期における親子での本とのふれあいの大切さを保護者と子どもたちに知ってもらい、本への興味・関心を持ってもらうことを目指します。

【現状】

保健係の年間計画の中で 10 か月児検診・2 歳 6 か月児検診の際に保健センターへ出張し検診中の時間をいただき、保護者への絵本をとおしてのふれあいの大切さを伝え、子どもたちへおはなしを届けるサービスを行っています。10 か月児検診時にはブックスタートとして一人 1 冊、本のプレゼントも行っています。

【課題】

2 歳 6 か月児検診が、保健係の事業の効率化に伴い 2 か月に 1 回となっており、1 回当

りの指導人数が増加していることが課題です。

【具体的な取り組み】

参加人数が多い状況の中で、読み聞かせなど集中して聞いてもらえるよう導入の仕方を工夫します。

ウ 出張出前講座

【目的・目標】

市民の求めに応じて、出前講座を行うことにより地域の文化活動を支援し、子どもたちに本への興味、関心を持ち、本に親しんでもらうことを目指します。

【現状】

地域の市民が主体となって図書館からの出張依頼を行い、図書館はそれを受け、出前講座でおはなしを届ける活動を行っています。

【課題】

地域の公民館や子どもの育成に関わる会などでは、子どもが本に興味を持ち、読書の習慣が身につく活動を地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。また、子どもを取り巻く大人への支援を地域で行う必要があります。

【具体的な取り組み】

- ①地域に伝わる身近な昔話などを紹介し、親子で読書に親しむ機会をつくれます。
- ②参加している保護者などに対し、子どもの読書活動に関する情報を提供し地域の大人と共に子どもの読書活動推進を目指します。

エ おはなしボランティア団体との連携（ボランティア団体代表者会議）

【目的・目標】

未就学児とその保護者が地域の方のおはなし会を聞くことで、地元との繋がりを感じて、より楽しく読書に興味を持ってもらうことを目指します。



◆おはなし子ども会（「声に出して本を読む会 ほたる」の皆さん）

【現状】

毎月1回第3土曜日の午前中におはなしボランティア団体によるおはなし会を開催しています。

【課題】

おはなしボランティア団体と図書館職員の意思疎通が図れず、必要物品等が整わない場合があります。

おはなしボランティア団体のメンバーの新規会員の獲得が課題です。

【具体的な取り組み】

①一年に1回代表者会議を行い、意思疎通と情報共有を図ります。

②会員募集を希望する団体には募集のポスターを図書館内に掲示して団体に協力します。

(2) 保育園と市立図書館の連携

ア 保育園年長児への読書ガイダンス

【目的・目標】

保育園年長児に対して発達段階に応じた絵本の読み聞かせ等や、本の扱い方を伝えることで、想像力や集中力を養いながら本への興味を持ち、本を大切にする心を育むことを目指します。

【現状】

保育園に市立図書館の司書が出向き、小学校入学に向けてお昼寝がなくなった保育園年長児を対象に、絵本・紙芝居の読み聞かせや本の取り扱い方についてのおはなしを行っています。また、“図書館”という存在を知るきっかけ作りをしています。



◆読書ガイダンス（年長さんと司書と一緒に手遊び）

【課題】

本に親しむきっかけとして、絵本や物語の楽しさと出会う機会を提供する必要があります。

本を大切に扱うことを理解してもらう必要があります。

【具体的な取り組み】

- ①誰もが気持ちよく本を楽しめるよう園児に本の扱い方のおはなしをします。
- ②保護者向けに、図書館案内や本の取り扱い方等が書かれたプリントを配布し、本を大切にすること、親子でふれあいながら本を楽しむことの重要性を啓発します。

イ 幼稚園・保育園への支援貸出

【目的・目標】

幼稚園・保育園との連携で、園児に適した本・紙芝居を貸出することで、より多くの本との出会いを提供し、本に親しむきっかけ作りを推進します。

【現状】

幼稚園・保育園の本の不足を補うために、一年に3回、3か月の間、絵本・紙芝居をあわせて130冊を上限に支援貸出を行っています。

【課題】

子どもたちがより多くの絵本・紙芝居に触れる機会を増やせるよう、図書館から園へだけではなく、図書館から家庭への利用促進が課題です。

【具体的な取り組み】

- ①幼稚園・保育園で必要とされる図書を整備し支援貸出の充実を図ります。
- ②園の実情・ニーズを踏まえ、あわせて発達段階に応じた絵本・紙芝居の選書をし、貸出を行っています。
- ③各家庭に貸出をする園には、図書館案内や本の取り扱い方等が書かれた保護者向けのプリントを配布し、図書館周知を図っていきます。

(3) 学校図書館と市立図書館の連携

ア 移動図書館車の小学校への運行

【目的・目標】

移動図書館車の豊富な図書の中から、自分の読みたいものを自由に選べる楽しさを味わってもらうとともに、学校図書館と異なる雰囲気の中での体験をすることで、親と子と一緒に読書への興味関心を持ってもらうことを目的とします。

【現状】

参観日に各小学校年間1回のイベント的運行を行っています。昇降口付近や、校庭の駐車場などに駐車し、安全に配慮しながら親子の下校時間にあわせて運行しています。

【課題】

運行できる日が限られ、運行の時間が短い中で、子どもたちの図書の選択に十分な時間が取れないことが課題です。

【具体的な取り組み】

- ①子ども向け図書の利用が促進されるように本の配置等を工夫します。
- ②保護者からの子どもの図書の選択や、子どもの読書についての相談業務を、市立図書館で行います。



◆移動図書館車で本を借りる小学生（北御牧小学校）

イ 『とうみ ふるさとを学ぶブックガイド』改訂版の作成

【目的・目標】

子どもが郷土に関連する本により、生まれ育った地域を身近に感じ、適書に親しむことで、学び調べる楽しみを知り、意欲的に本の活用と読書活動に取り組めることを目指します。

【現状】

市立図書館では子どもの調べ学習に利用でき、各学年齢でも読めそうな地域を学べる推薦図書リスト「とうみ ふるさとを学ぶブックガイド」を作成して、小学校・中学校へ配布しています。

【課題】

郷土の歴史や文化の学習に活用してほしいが、郷土資料には児童向けが少ないため、全体的に一般書の割合が多く、児童には難しい内容となり、学習の際に大人の手助けが必要な本が多いのが難点です。

【具体的な取り組み】

- ①「とうみ ふるさとを学ぶブックガイド」の内容を吟味し、よりよく再編集し小学校・中学校に配布します。
- ②図書館ホームページ上に電子データとして掲載し、多くの子どもたちが参考にできるようにします。



◆ブックガイド表紙（市の蝶オオルリシジミ）

ウ 調べ学習、学級文庫、エコール個人予約貸出、学校図書館への支援貸出

【目的・目標】

子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げられるようになり、資料の中から知りたい情報を見つけ出すことができるように、学校と連携し、適切に支援します。

【現状】

学校連携は授業での調べものに必要な本や、読書用の本を貸し出す事業です。学校における読書活動や調べ学習を支援するため、求めに応じて授業の単元や年齢層に合致した関連書籍の貸出を行っています。

【課題】

学校、市立図書館では、様々な読書推進活動が行われていますが、効果的に実施していくためには連携や協力が不可欠で、さらに推進していく必要があります。

【具体的な取り組み】

- ①学校における読書活動や調べ学習を支援するため、学校等で必要とされる図書を整備し、貸出図書の充実を図ります。
- ②各貸出により学校図書館の利用アップを図ることと、利用後にエコール連携を使用しての市立図書館への個人予約貸出の利用促進を図り、親子での市立図書館への来館促進にも繋がります。
- ③学校図書館と市立図書館が相互に情報提供し、連携・協力ができる体制づくりに努めます。

（４）高等学校と市立図書館の連携

ア 職場体験学習の実施

【目的・目標】

職場体験学習を通じて図書館への理解を深め高校生にも親しめる地域の図書館を目指します。

【現状】

高校からの依頼により、各年代に応じた職場体験の指導を行い、職業に従事する尊さを学ぶ機会の提供を行っています。

【課題】

指導の成果や図書館への親しみの程度など、職場体験学習を体験した生徒への成果が見えにくいこと、また、依頼元の高校の指導の意図・目的が掴みにくいことが課題です。

【具体的な取り組み】

- ①指導カリキュラムの内部点検を行い、より効果のあるプログラム内容になるように改善します。
- ②依頼元の高校からあらかじめ、学習目的、指導の狙い等を取得して、体験学習終了後、依頼元からの職場体験結果のレポート提出・アンケート提出を求め、指導カリキュラムの効果の検証を行い、問題点があった場合は改善し、相互でより良い指導ができるよう連携を深めます。

イ 東御清翔高校との連携

【目的・目標】

地域の高校と市立図書館が連携することで、子どもたちへの読書啓発をより効果的に進めることを目指します。

【現状】

東御清翔高校の図書委員の皆さんによる読み聞かせ会「えほんのくに」が未就学児を対象に年間4回程度、市立図書館で開催されています。

東御清翔高校の市立図書館等での読み聞かせ活動が評価され、平成29年に文部科学大臣表彰を受けるなど、高校での読書推進活動が盛んに取り組まれています。

【課題】

- 市立図書館と高等学校の事業協力を推進していく必要があります。
- 高校生に読書の楽しさを伝える、図書館運営が求められます。

【具体的な取り組み】

- ①高等学校の司書教諭や学校との連携を図り、学校側が求めているサービスを調査します。
- ②入館した高校生が図書を手に取りたくなるような図書の配架を工夫し、レファレンスサービスを充実します。

4 市民の関心を高め、理解を深める取り組み

(1) 情報発信と啓発活動

ア 「子ども読書の日」を使った啓発活動

【目的・目標】

「子ども読書の日」「こどもの読書週間」に子どもや大人に子どもの読書の大切さを知ってもらうこと、読書を大切にするための大人の役割を知ってもらうことを目指します。「東御市子ども読書活動推進計画」の存在も大きく周知し、市民の理解と関心の普及を図ります。

【現状】

4月23日は「子ども読書の日」、4月23日から5月12日は「こどもの読書週間」と定められています。子どもに読書を勧め、子どもの読書の大切さを知ってもらう期間です。図書館では手作りの館内掲示やポスターなどで「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」を周知しています。

【課題】

「子ども読書の日」を効果的に利用して、子どもの読書の大切さを周知することが課題です。



◆ 4月23日は「子ども読書の日」（文部科学省ポスターより）

【具体的な取り組み】

- ① 今月のお勧め本紹介コーナー「テーマボックス」で、「子ども読書の日」「こどもの読書週間」を取り上げて、子どもが読書に親しみやすくなるようなお勧め本を特集します。
- ② 図書館ホームページ等で「子ども読書の日」「こどもの読書週間」をお知らせして、子どもの読書の大切さを広く知ってもらいます。

イ 「図書館まつり」を使った情報発信

【目的・目標】

図書館まつりの行事に楽しく参加しつつ、子どもや大人に子どもの読書の大切さを知ってもらうこと、読書を大切にするための大人の役割を知ってもらうことを目指します。

【現状】

例年 11 月 3 日に開催される「図書館まつり」では、リユース市、古本回収、オリジナルしおり作りなど図書館の魅力を伝える催しを実施しており、例年大勢の市民の皆様に、いつもと違う図書館を楽しんでいただいています。

【課題】

「図書館まつり」を効果的に利用して、多くの市民に、子どもの読書の大切さ、大人の役割を知ってもらうことが課題です。

【具体的な取り組み】

- ①図書館まつりで「東御市子ども読書活動推進計画」コーナーを設け、市や図書館の取り組みや、家庭での役割なども紹介し、子どもの読書の大切さを知ってもらいます。
- ②図書館まつりでの子どもの読書活動推進への取り組みをホームページや市報で取り上げ、内容を周知します。

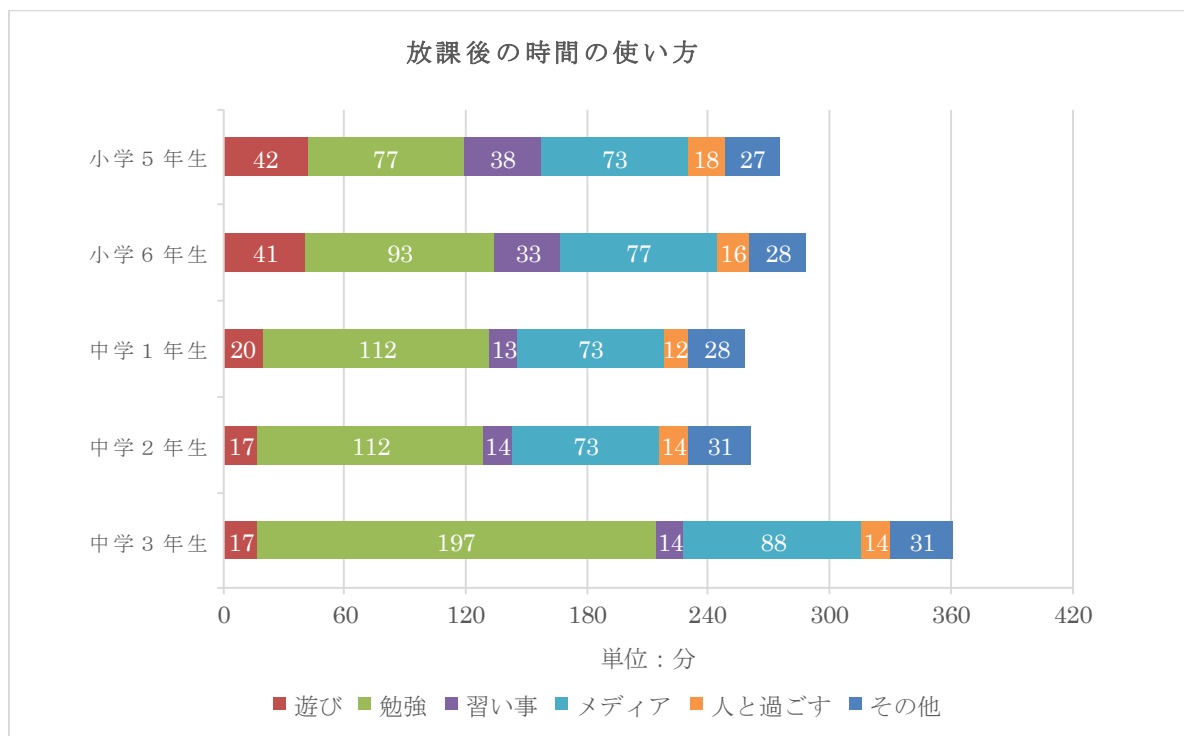
子どもたちに、どこまでも広がる
壮大なはらっぱのように、おは
なしや物語のイメージを膨らませ
て楽しんでもらいたい。

（おはなしはらっぱ
長野県図書館大会第 11 分科会発
表より）

参考資料・関係法令等

- ・ 第2回放課後の生活時間調査（ベネッセ教育総合研究所）
- ・ 平成28年度子どもの読書活動の推進等に関する調査研究報告書（文部科学省）
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・ 図書館法
- ・ 学校図書館法
- ・ 東御市図書館協議会委員名簿
- ・ 東御市子ども読書活動推進計画の策定経過

1 放課後の時間の使い方

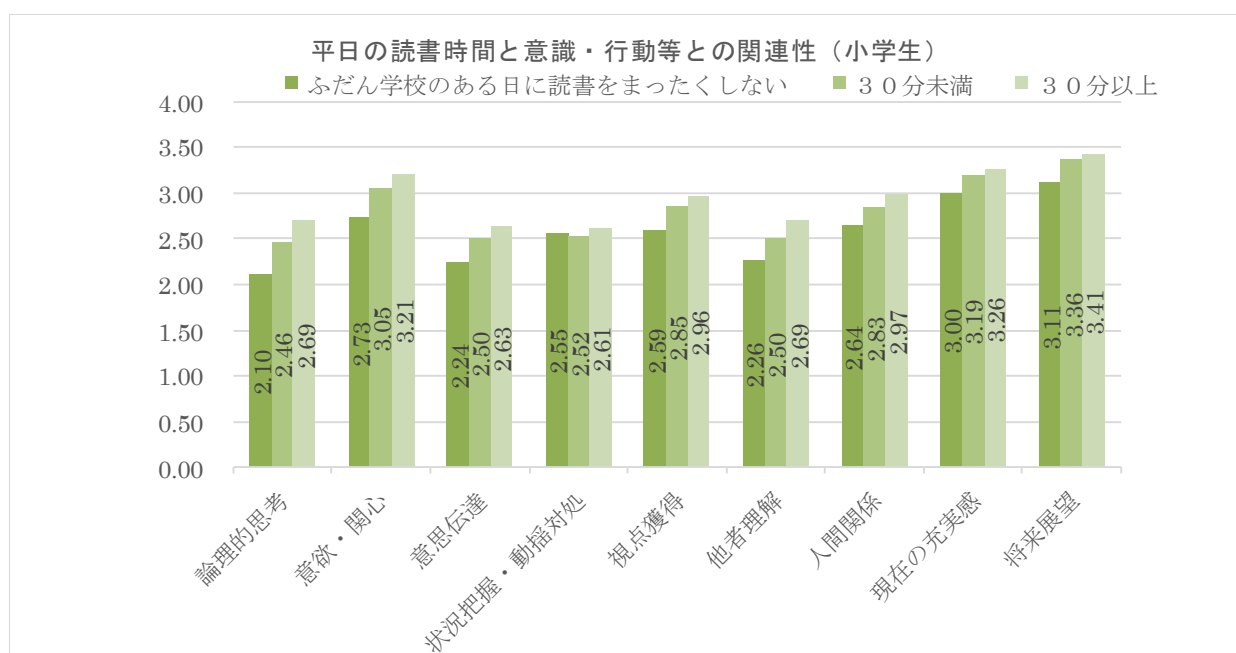


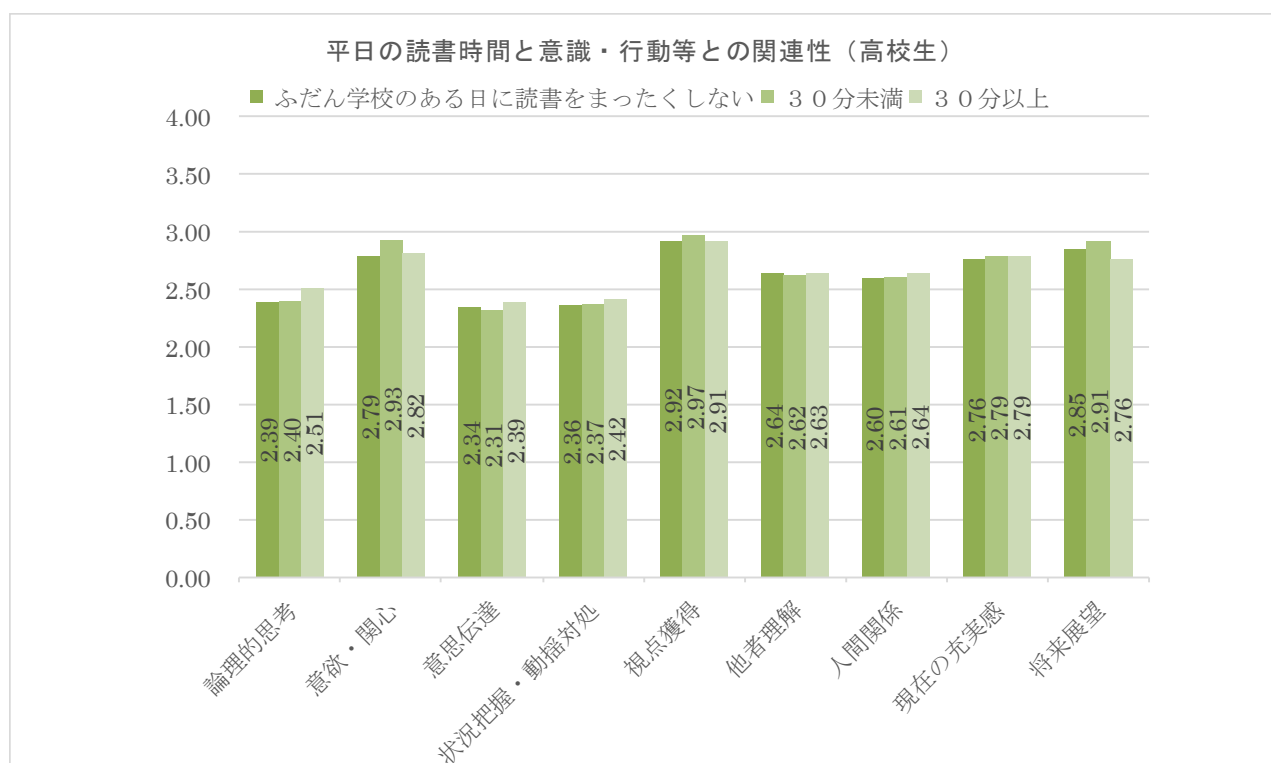
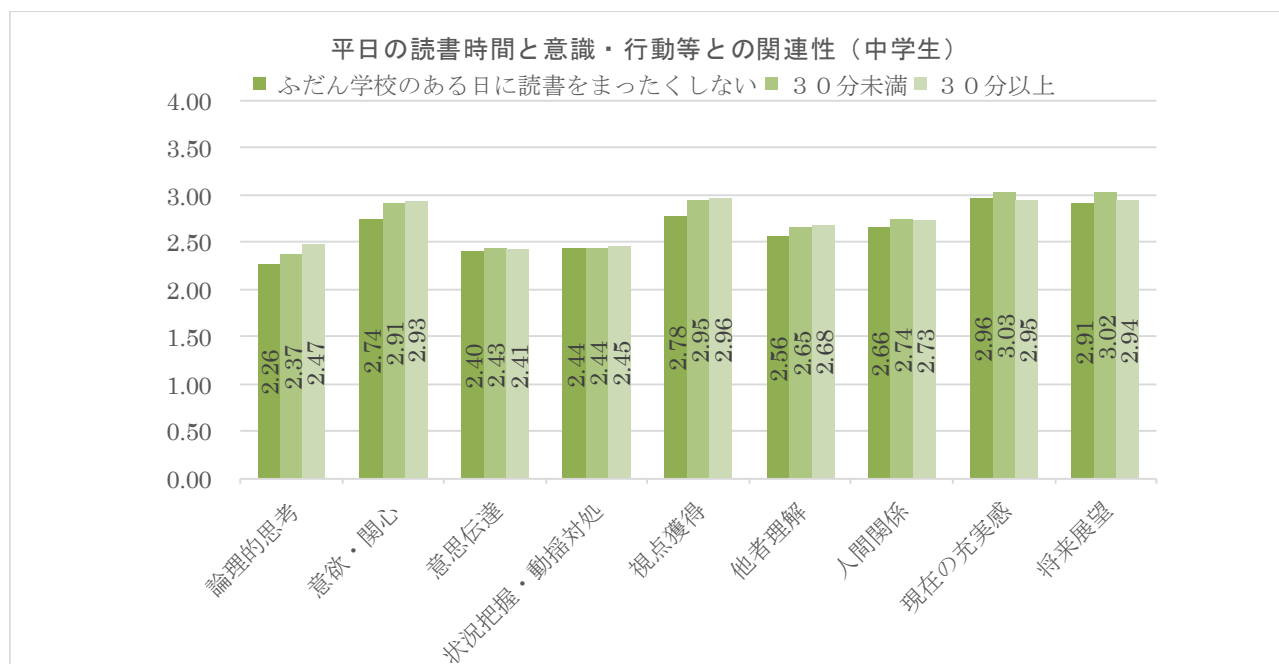
放課後の時間は、小学生、中学生、いずれの学年においても、勉強とメディアの時間で全体の半分以上を占めています。

第2回放課後の生活時間調査（ベネッセ教育総合研究所）

2 子どもの読書活動と意識・行動等との関連性

ふだん学校のある日の読書時間の多寡によって児童生徒を分類し、意識・行動等に関する指標の水準を比較



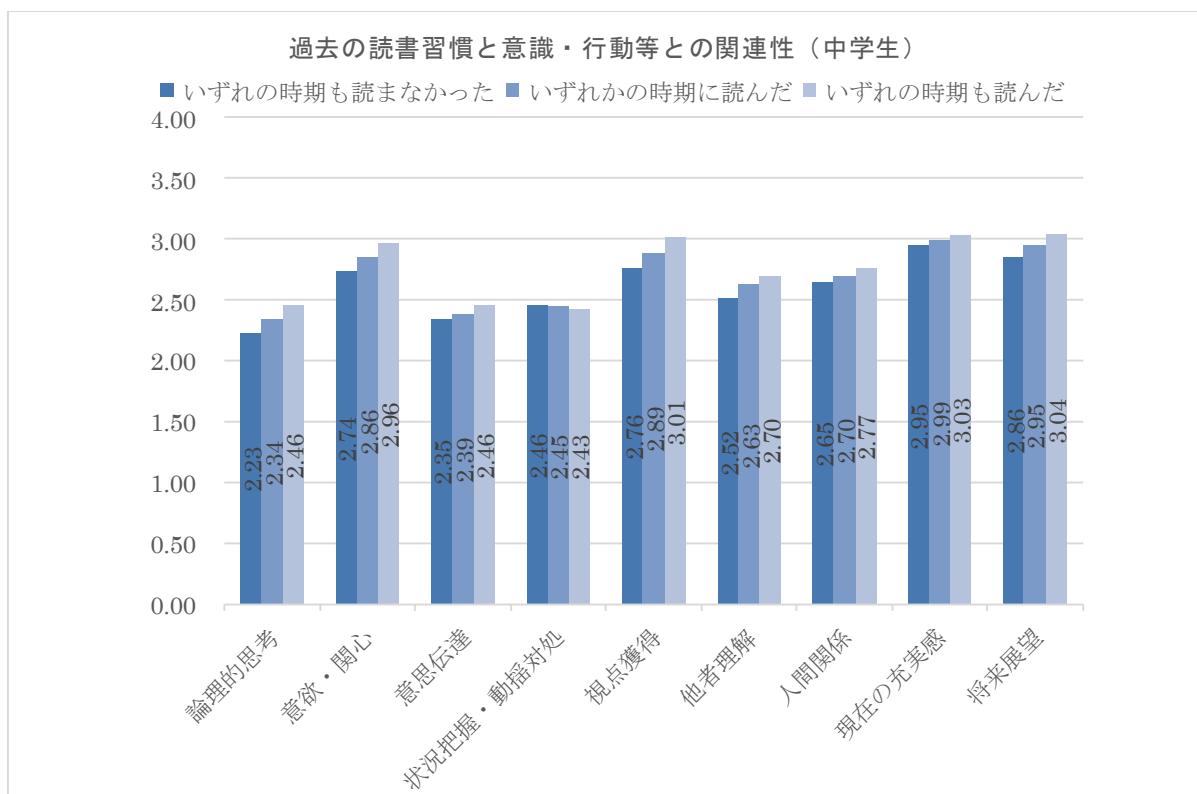
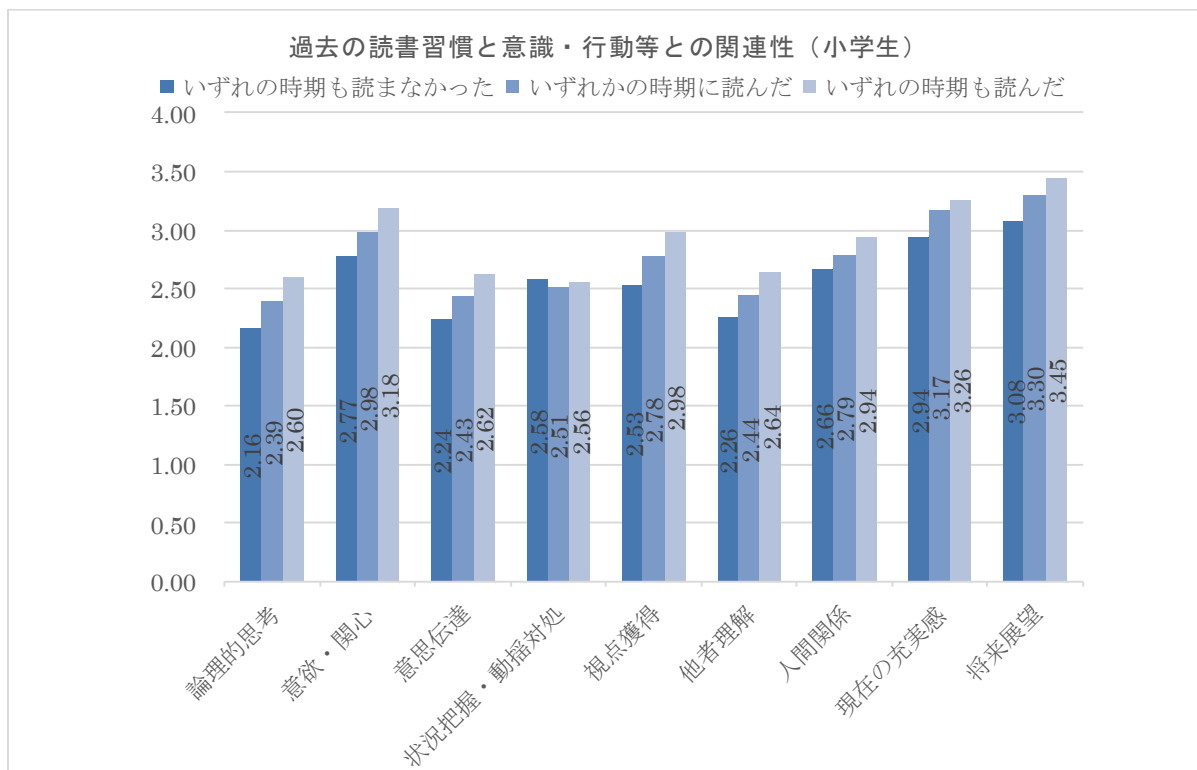


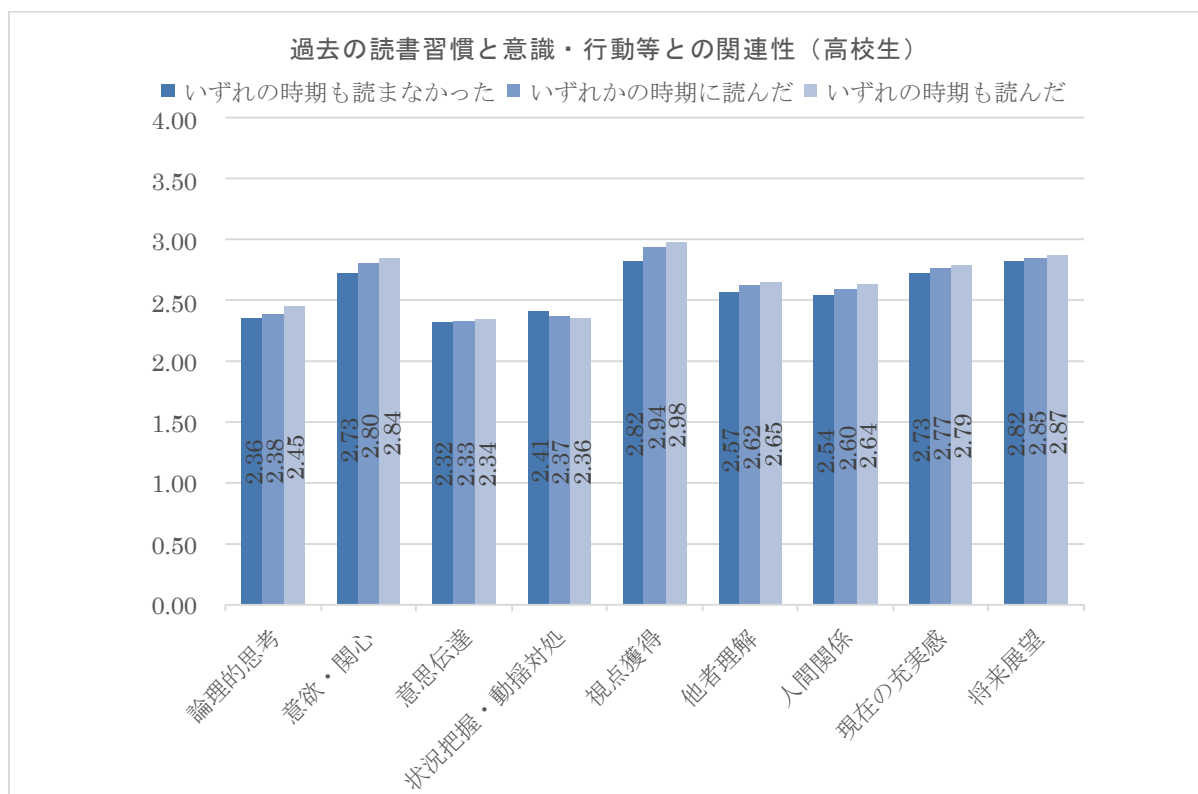
小学生では「論理的思考」「意欲・関心」「意思伝達」「視点獲得」「他者理解」「人間関係」「現在の充実感」「将来展望」の8項目において、よく読書をする方が、得点が高く、読書との関連性があるといえます。中学生・高校生でも「論理的思考」などで、読書をする生徒の方が得点が高いことが分かります。

平成28年度子どもの読書活動の推進等に関する調査研究報告書（文部科学省）

3 過去の読書習慣と意識・行動等との関連性

過去の読書習慣の状況から児童・生徒を分類し、意識・行動等に関する指標の水準を比較



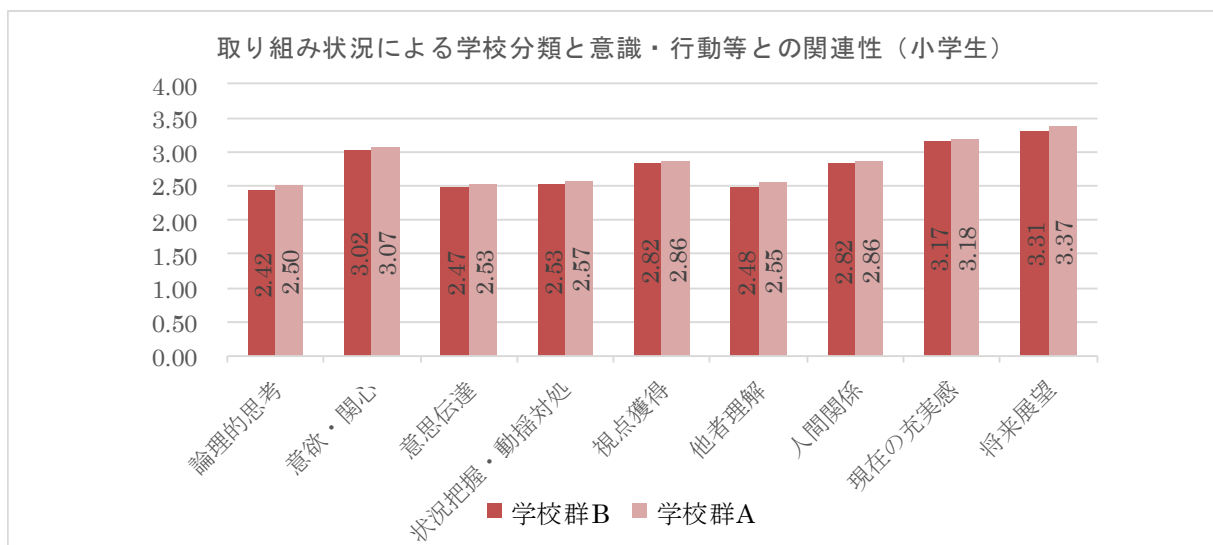


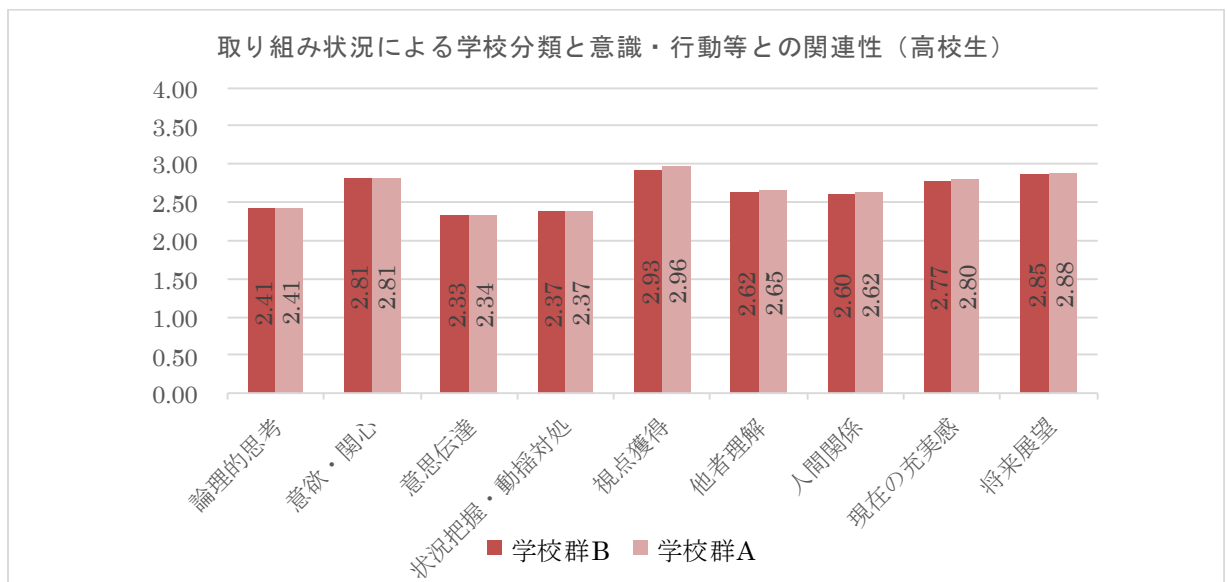
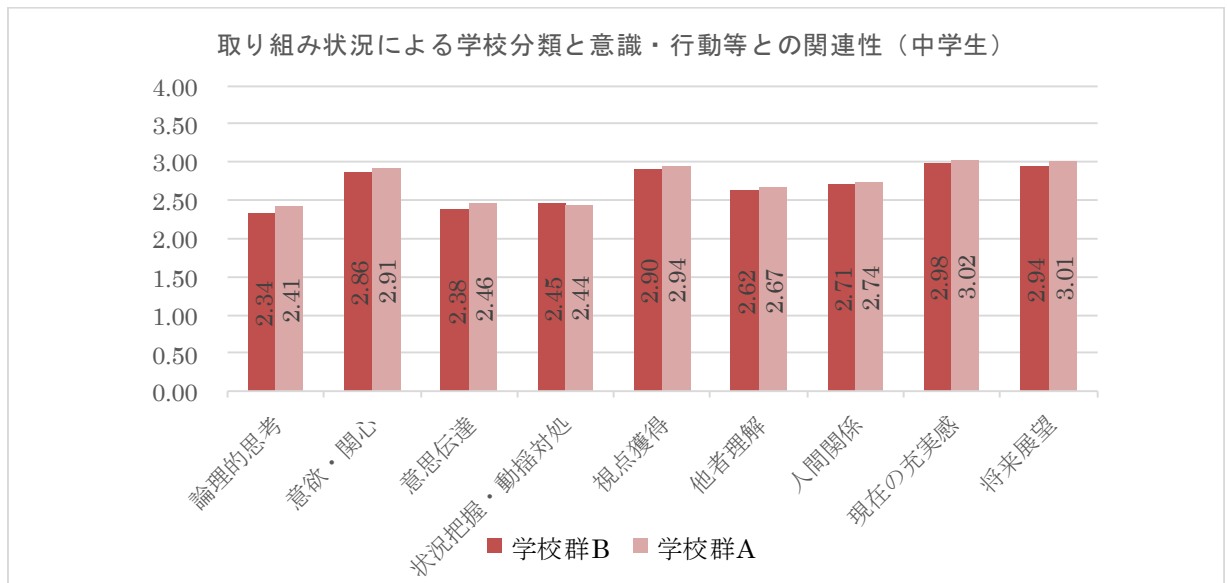
小学生では「状況把握・動揺対処」以外の8項目において、継続的に読書をしてきた児童・生徒の得点が高く、中学生・高校生でも同様の事が言えます。小学生の時期の読書などの、過去の段階での読書習慣が、中学生・高校生の意識・行動と関連性を持つと言えます。

平成28年度子どもの読書活動の推進等に関する調査研究報告書（文部科学省）

4 学校の取組状況と意識・行動等との関連性

児童生徒の読書活動推進のための取り組みをより多く行っていると思われる学校群（群A）と対称群（群B）とで、在籍している児童生徒の意識活動等に関する指標を比較





小学生・中学生では、読書推進活動に関する体制が整備され、取り組みを実施していると考えられる学校に在籍している児童・生徒の方が、意識・行動等の得点が高い傾向があります。

平成 28 年度子どもの読書活動の推進等に関する調査研究報告書（文部科学省）

子どもの読書活動の推進に関する法律

制定：平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号

最終改正：平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号

（目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

図 書 館 法

制定：昭和25年4月30日号外法律第118号

最終改正：令和1年6月7日号外法律第26号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム of 収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。

以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動そ

の他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して3年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を2部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

(設置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除〔昭和60年7月法律90号〕

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収して

はならない。

第18条及び第19条 削除〔平成20年6月法律59号〕

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除〔平成11年7月法律87号〕

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除〔昭和42年8月法律120号〕

(都道府県の教育委員会との関係)

第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 (略)

学校図書館法

制定：昭和28年8月8日号外法律第185号

最終改正：平成27年6月24日号外法律第46号

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除

く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。))をもつて充てる。
この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第6条第1項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

東御市図書館協議会委員名簿

令和３年３月現在

	氏名	選出区分	備考
会長	井出 幸一	学識経験者	
副会長	石和 敬子	社会教育関係者	社会教育委員
委員	寺島 努	学校教育関係者	田中小学校長
委員	金井 若葉	学校教育関係者	北御牧中学校学校司書
委員	椎橋 めぐ美	学校教育関係者	東御市親子文庫協議会会長
委員	池本 智恵子	学校教育関係者	東御市親子文庫協議会
委員	渡邊 洋子	社会教育関係者	社会教育委員
委員	宮嶋 千春	学識経験者	おはなしたまご代表
委員	上原 泉	学識経験者	おはなしはらっぱ代表
委員	酒井 ゆかり	学識経験者	

東御市子ども読書活動推進計画の策定経過

◆令和２年７月１０日 第１回東御市図書館協議会

東御市子ども読書活動推進計画（仮）の概要について

◆令和２年７月３０日 定例教育委員会

◆令和２年９月２日 学校図書館事務部会

◆令和２年１０月１６日 第２回東御市図書館協議会

東御市子ども読書活動推進計画の素案審議

◆令和２年１０月２６日 定例教育委員会

◆令和２年１１月１０日 図書館協議会会長、副会長と訂正後の素案確認

◆令和２年１２月２４日 東御市議会全員協議会

◆令和２年１２月２５日 定例教育委員会

◆令和２年１２月８日～令和３年１月８日 パブリックコメント実施 結果：意見９件

◆令和３年１月１９日

パブリックコメントへの回答について図書館協議会会長、副会長と打合せ

パブリックコメント集計表

区分	内 容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	0	0
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	1	1
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	2	8
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	0	0
E	その他のご意見（質問、感想等）。	0	0
	計		9

◆令和３年２月３日

図書館協議会委員にパブリックコメント反映後の計画案送付、計画案の最終確認



東御市子ども読書活動推進計画

(令和3～5年度)

令和3年3月
東御市教育委員会

〒389-0592

長野県東御市県 281-2 (東御市立図書館)

TEL : 0268-64-5886

FAX : 0268-62-1118

E-mail: library@city.tomi.nagano.jp

URL <http://www.city.tomi.nagano.jp/category/tosyokan/index.html>